

令和6年第12回 定例総会議事録

1 日時 令和6年12月20日（金）15時00分～16時45分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員（19名）

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、
13番：山本 達也 委員、14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、
16番：宍戸 啓次 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、
20番：江田 早苗 委員

※欠席 17番：小林 俊之 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

事務局 ただ今から、令和6年第12回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員19名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和6年第11回の定例総会会議録につきまして、委員報告の樹種名の表記が一部異なっていましたので、修正の上、会議録署名委員の署名をもって確定いたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。18番：島田委員と19番：高橋委員のご両名にお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第28号の説明を事務局よりお願いいたします。

～事務局説明（3件）～

議長 議案第 28 号の 1 の現況確認について、担当の 8 番：小林委員ご説明願います。

8 番：小林委員 12 月 10 に申請者立ち合いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで 2 カ所に分かれています。生前はご家族で助け合って肥培管理されており、現地にはブロッコリー、キャベツ、ロマネスコ、カリフラワー、ほうれん草、緑肥、麦が植わっていました。この農地は現在も適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 28 号の 2 の現況確認について、担当の 2 番：石井委員ご説明願います。

2 番：石井委員 12 月 11 に申請者立ち合いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は適正に肥培管理されていましたが、一部耕作とは関係ない雑木林があったため、近日中に伐採し整地するように指導しました。また西側にはビニールハウスが 1 棟ありましたが、ハウス内は草や蔦が伸びている状態でしたので、きちんと整理するようにあわせて指導しました。また申請者より整理する確約も取れています。申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 28 号の 3 の現況確認について、担当の 7 番：伊藤委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 12 月 17 に申請者とご家族と事務局立ち合いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはみかん、ゆず、レモン等の果樹が定植されていました。収穫した作物は、世田谷区にも畑があるため、そちらで庭先販売をしています。またカナメの樹が数本植わっていましたが、ご家族が植木業者にお勤めのため、適宜植木業者へ販売することです。一部の更地部分には、これからみかんの樹を定植する予定です。この農地は現在も適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 29 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第 29 号の説明を事務局より願います。

～事務局説明（2 件）～

議長 議案第 29 号の 1 の現況確認について、この案件は 2 つの地区が該当しますので、はじめに担当の 8 番：小林委員、続けて 11 番：白鳥委員よりご説明願います。

8 番：小林委員 12 月 6 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで 3 カ所に分かれています。生前はご家族と協力してしっかりと肥培管理されており、現地ではキャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、とうもろこし、ほうれん草等を生産・販売しています。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

11 番：白鳥委員 12 月 10 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。生前はご家族と協力して、ブロッコリー、キャベツ、さといもを生産・販売しており、被相続人は指導者的な役割を担っていました。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 29 号の 2 の現況確認について、担当の 6 番：海老澤委員よりご説明願います。

6 番：海老澤委員 12 月 12 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。以前は養鶏をしていましたが、飼料の高騰等により野菜栽培に移行しました。生前は一生懸命に耕作し営農されていました。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 30 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（6 件）～

議長 議案第 30 号の 1 の現況確認について、担当の 16 番：宍戸委員ご説明願います。

16 番：宍戸委員 11 月 16 日に申請者とご家族立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はギンナン、キウイフルーツ、一部野菜が栽培されています。この農地は現在も適正に肥培管理されており、親戚の方と一緒に耕作されています。申請者より今後において終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 30 号の 2 の現況確認について、これも担当の 16 番：宍戸委員ご説明願います。

16 番：宍戸委員 11 月 16 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は柿が植わっており、収穫した作物は庭先で販売しています。この農地はご家族で耕作されており、申請者より今後において終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 30 号の 3 の現況確認について、これも担当の 16 番：宍戸委員ご説明願います。

16 番：宍戸委員 12 月 9 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には主に柿が定植されており、一部で野菜が栽培されています。また今後は後継者ととともに柑橘系の樹を定植する予定です。この農地は適正に肥培管理しており、申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 30 号の 4 の現況確認について、これも担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 12 月 8 日に申請者とご家族立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は果樹畑と野菜畑が混在しており、北側にはブルーベリー 10 本程度定植されていて、その他の北側 4 分の 1 と南側 4 分の 1 の農地には野菜が植わっていました。現在は夏野菜の片付け中で、マルチや防草シートがありました。中央部分は果樹畑で栗が 20 本、柿が 4 本定植されていました。収穫した作物は庭先で販売しています。この農地は適正に肥培管理しており、申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 30 号の 5 の現況確認について、担当の 7 番：伊藤委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 12 月 11 日に申請者とご家族立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は、ハウスでは来年定植する予定の春ブロッコリー、キャベツの苗を栽培していました。露地ではブロッコリー、キャベツ、大根、白菜、ほうれん草等の野菜が栽培されていて、収穫した作物は主に緑化センターへ出荷しています。この農地は適正に肥培管理しており、申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 30 号の 6 は委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席し審

查いたしますので、ここで暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。議案第 30 号の 6 の現況確認について、担当の 4 番：高橋委員ご説明願います。

4 番：高橋委員 12 月 13 日に申請者のご家族立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはのらぼう、小松菜等が栽培されており、ナスの跡地は今後整地して、春には一面にエダマメを栽培する予定です。その他にハウスが 4 棟ありトマト、キュウリ等、露地ではブロッコリー、キャベツ等を栽培されています。収穫した作物は主に庭先で販売しています。この農地はご家族で適正に肥培管理されており、申請者のご家族より終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。次に議案第 31 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。議案第 31 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1 件）～

議長 議案第 31 号の現況確認について、担当の 2 番：石井委員より現地確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

2 番：石井委員 12 月 11 日に石井会長、山本会長職務代理者、宍戸農地部会長、事務局とともに、申請者と所有者に対するヒアリングと貸借農地の現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現在はなにも植わっておらず、きれいに耕耘されている状態です。申請者より今後は学校給食や庭先販売用の野菜を栽培する旨の確認は取れています。また所有者からも申請者の年間従事日数の 1 割である年間 20 日以上、当該農地を見回るとともに、周辺住民からの苦情などの相談に対応することを確認は取れています。このため申請された事業計画は、適正であり、認定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程 2 の協議に入ります。協議 1 「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 協議 1 「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あてに、生産緑地のあっせん依頼があった。

協議 1-1 6 三都第 454 号 生産緑地地区指定番号 第 212 号

協議 1-2 6 三都第 455 号 生産緑地地区指定番号 第 212 号

農業委員会事務局への照会期限 令和 7 年 1 月 8 日（水）

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方が

いる場合は農業委員会事務局へ。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議2「三鷹市農業委員会農地法に規定する届出に係る事務専決規定の一部改正について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 協議2「三鷹市農業委員会農地法に規定する届出に係る事務専決規定の一部改正」説明
農地法改正に伴い、第4条および第5条に項番に変更が生じたため、その変更を反映するために一部改正を行う。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議3「三鷹市農業振興計画2027策定に伴う意見聴取について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 協議3「三鷹市農業振興計画2027策定に伴う意見聴取について」説明
暑熱対策支援に関する意見があったため、計画への記載を検討する。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1「農地の相続による権利取得の届出について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告1の1の現況確認については、私が担当ですのでご報告いたします。

10番：石井委員 12月5日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は植木畑できれいに整地されていました。

議長 報告1の2の現況確認について、担当の2番：石井委員より説明願います。

2番：石井委員 12月11日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は適正に耕作されており、現在は大根、白菜、菜っ葉類が栽培されていました。収穫した野菜は庭先で販売しています。

議長 報告1の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ報告のとおりとします。次に専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（4件）～

議長 報告2の1及び報告2の2現況確認について、担当の4番：高橋委員よりご説明願います。

4番：高橋委員 報告2の1について、11月28日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は更地でした。報告2の2について、12月12日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は戸建て住宅が建設中でした。

議長 報告2の3の現況確認について、担当の1番：峯岸委員よりご説明願います。

1番：峯岸委員 11月29日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は道路として舗装整備されていました。

議長 報告2の4の現況確認について、担当の14番：原嶋委員よりご説明願います。

14番：原嶋委員 12月5日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は3分の1がコインパーキングで残りは月極駐車場でした。

議長 報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。

なければ報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（7件）～

議長 報告3の1の現況確認について、担当の5番：小林委員よりご説明願います。

5番：小林委員 11月17日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は柿の樹等があるものの、全体は背丈ほどの雑草が繁茂している状態でした。

議長 報告3の2及び報告3の3の現況確認について、担当の4番：高橋委員よりご説明願います。

4番：高橋委員 報告3の2について、11月21日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は建物が建っていました。報告3の3について、12月11日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はレストランが建っていました。

議長 報告3の4の現況確認について、担当の18番：島田委員よりご説明願います。

18番：島田委員 11月28日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は植木畑で開発事業計画の看板が建っており、8区画の戸建て住宅が建設される予定です。

議長 報告3の5及び報告3の6の現況確認について、担当の1番：峯岸委員よりご説明願います。

1番：峯岸委員 報告3の5について、12月4日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は住宅が建っていました。報告3の6について、12月5日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は西南の角に鉄管パイプと網板で組み立てられた農機具や資材置き場の小屋がありました。西側の4分の1には防草シートが敷かれており、ブロッコリー、大根、ネギ、ほうれん草、春菊、キャベツ等が1列3メートル程度の長さで数本づつ植わっていました。

議長 報告3の7の現況確認について、担当の8番：小林委員よりご説明願います。

8番：小林委員 12月6日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は竹林はすべて伐採されて、開発工事計画の看板が立っていました。

議長 報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。

なければ報告のとおりとします。次に専決報告4「登記官照会について」は案件がないため、専決報告は以上です。次に日程4部会報告に入ります。部会長報告願います。

●農政部会：総会後に「鷹場の台地 第14号」の紙面会議を実施する。

●農地部会：なし

●経営部会：12月18日に農業経営改善計画審査会を実施した。今年度は新規認定申請1経営体、変更認定申請1経営体、再認定申請が10経営体で合計12経営体の審査を行った。

●四季コン：なし

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に、日程5の事務報告に入ります。事務報告1「生産緑地のあっせん結果について」事務局より報告願います。

事務局 事務報告1「生産緑地のあっせん結果について」説明

令和6年第11回定例総会にて協議した次のあっせんについて、令和6年12月4日（水）までを期限に照会した結果、取得希望がなかったため、都市計画課にその旨を回答する。

6三都第392号生産緑地地区指定番号第58号 照会なし

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に事務報告2及び事務報告3について続けて事務局より説明願います。

事務局 事務報告2「第64回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について」説明

事務報告3「第44回農業後継者顕彰における受賞者の決定について」説明

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に事務報告4「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」事務局より説明願います。

事務局 事務報告4「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」説明

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。事務報告5「農地に関するお願い・相談など」は案件がないので、事務報告は以上です。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

その他になにかございせんか。最後に日程8のその他について事務局より願います。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、以上で第12回の定例総会を終了いたします。